

## 事業評価書（事前）

平成 20 年 8 月

評価対象（事業名）	女性の健康支援対策事業費	
主管部局・課室	健康局総務課生活習慣病対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 1	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
施策目標	11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
個別目標 1	健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること	
個別目標 2	健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること	
個別目標 3	健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること	
個別目標 4	健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること	
個別目標 5	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること	

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

女性に特化した健康づくりの取組としては、従来から子宮頸がん及び乳がんの検診が行われてきたが、多くの健康づくり対策は、性別の違いについてあまり考慮されず実施されてきた。しかし、近年になって、疾患によっては、女性と男性の罹りやすさや病状の進行スピードが違うといった性差があることが徐々に明らかになってきたところである。また、「若い女性において、やせすぎであるにも関わらず減量に取り組む者が多い」ことや、「妊娠・出産年齢が上昇していること」などの課題も指摘されており、女性の健康づくりに取り組むことの重要性が増加している。

このため、地域における女性の健康に関する実態を把握し、地域の実情に応じた女性の健康づくりに関する取組を推進する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	乳がん検診受診率（単位： %）	12.9	11.3	17.6	12.9	集計中
2	子宮がん検診受診率（単位： %）	15.3	13.6	18.9	18.6	集計中
・指標 1 及び指標 2 は、「地域保健・老人保健事業報告の概況」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。平成 19 年度の数値は現在集計中であり、平成 21 年 3 月に公表予定である。						
【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/06/index.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/06/index.html</a>						

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
---

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 ・女性の健康づくりを支援するため、都道府県において、①乳がん・子宮がん②骨粗鬆症③若い女性のやせ対策④更年期障害、更年期症状等について、下記事業等を例として、地域の実情を把握するとともに創意工夫をこらした事業を実施するものである。 a調査及び事業推進に係る企画・評価検討会 b地域における女性の健康に関する実態調査 c若年女性のための女性の健康手帳の作成・交付 d研修事業（健康相談員の育成等）
--

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	—	—	—	—	150
※「H21」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標

事業の目標	都道府県において、女性の健康づくりを支援する取組をモデル事業として実施することにより、女性の健康づくりを推進し、受診率の向上を図る。
政策効果が発現する時期	事業の実施以降、随時効果の発現が見込まれる

## 4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 乳がん検診受診率（単位：％） （前年度以上/毎年度）	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
2 子宮がん検診受診率（単位：％） （前年度以上/毎年度）	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び指標2は、「地域保健・老人保健事業報告の概況」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 本事業の補助件数	本事業がどれだけ実施されているかを示すもの。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、健康局総務課生活習慣病対策室調べによる。	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議)において「女性の健康力」が柱の1つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業により、国が都道府県での取組を促進することにより、地域における女性の健康づくりに関する課題について地域の実情に応じた取組を実施することができ、健康への意識が高まり検診の受診につながる。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、都道府県の取組に係わる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
モデル事業の立案→地域の実態把握と地域の実情に応じた女性の健康づくりに関する事業の実施→女性の健康に関する意識の高まり→検診受診率の向上
事業の有効性
本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。

## (3) 効率性の評価

本事業は、女性の健康づくりに取り組む都道府県において、地域の実情を把握し、それに応じた取組を実施するものであるため、地域の健康課題に対応した取組を効率的に行うことができる。
--

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議)の柱の1つとして、「女性の健康力」が掲げられている。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。